

不足する介護人材の確保に向けて

～外国人技能実習生制度の現状と課題～

| 社会医療法人卓翔会 卓翔会記念病院(鹿児島県医師会理事) | 黒田 篤

新年明けましておめでとうございます。鹿児島市医師会の皆様におかれましては、希望に満ちた健やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、2000年4月に介護保険制度が始まってから、今年で23年目になります。高齢化の進行で要支援・要介護者は増加の一途をたどり、厚労省によると2040年度に必要な介護サービスをまかなうには、約280万人の介護職員が必要とされ、2019年度と比較すると約69万人が不足すると予想されています。一方、現場で働いているベテランの介護職は高齢化し、少子化の影響もあり将来の介護職を目指す若い人材も減少しており、介護人材の確保が喫緊の課題となってきています。そこで、国は2017年11月、外国人技能実習制度の対象職種に「介護」を追加しました。当法人及び関連福祉法人では、2020年からミャンマーからの技能実習生を受け入れています。本稿では、我々の経験を通して外国人技能実習制度の現状と課題について述べてみたいと思います。

外国人技能実習制度の概要

外国人技能実習制度は、1960年代後半から海外の現地法人などの社員教育として行われていた研修制度が評価され、これを原型として1993年に制度化されたものです。技能実習制度の内容は、外国人の技能実習生が、日本において企業や個人事業主等の実習実施者と雇用関係を結び、出身国において修得が困難な技能等の修得・習熟・熟達を図るもので、期間は最長5年とされ、技能等の修得は、技能実習計画に

基づいて行われます。

受け入れ方式には、企業単独型と団体監理型の2つのタイプがあります。2021年末では企業単独型の受け入れが1.4%，団体監理型の受け入れが98.6%（技能実習での在留者数ベース）となっています。企業単独型は日本の企業等（実習実施者）が海外の現地法人、合弁企業や取引先企業の職員を受け入れ技能実習を実施する方式です。団体監理型は事業協同組合や商工会等の営利を目的としない団体（監理団体）が技能実習生を受け入れ、傘下の企業等（実習実施者）で技能実習を実施する方式です。技能実習生は入国後に、日本語教育や技能実習生の法的保護に必要な知識等についての講習を受けた後、日本の企業等（実習実施者）との雇用関係の下で、実践的な技能等の修得を図ります（企業単独型の場合、講習の実施時期については入国直後でなくても可能）。なお、介護の技能実習生の受け入れに当たっては、介護固有要件があり、コミュニケーション能力の確保や適切な実習体制の確保などが求められています。

受け入れ準備について

当法人は、首都圏に拠点を置く監理団体と契約をして、ミャンマーから3人を受け入れる準備をしてきました。ミャンマーは人口6800万人、産業の中心は農業で、平均年齢28歳と若い世代が急速な発展が見込まれるミャンマーの未来を支えています。まずは、2019年6月、監理団体の職員と通訳が同行のもと、当法人の人事担当者がミャンマーに出向いて技能実習生候補

者と面接を行ないました。面接の感想としては、候補者全員が、素朴で、明るく、質素な印象でした。ほとんどの方が将来の夢があり技能実習で日本に行き、介護の仕事をして、将来の夢をかなえたいと強い意志を持っているようでした。

技能実習生決定後は、ミャンマーで更に日本語と介護技術について学習し、その後、日本に入国する準備を進めていきます。技能実習生決定から入国までは通常は10ヶ月～1年程度の期間があり、その間に法人は技能実習生の生活の準備や実習などについて準備することになります。今回の技能実習生は、新型コロナウイルス感染症の出現により日本への入国がやむを得ず延期され実際に日本に入国できたのは、1年半後の2020年11月でした。その後、監理団体での1ヶ月の研修期間を経て2020年12月に特別養護老人ホーム「ラ・コリーヌ伊敷台（ユニット型）」に配属されています。

事業所は、技能実習生受け入れに関して事前に技能実習責任者、技能実習指導員、生活指導員を選任しておく必要があります。技能実習責任者は技能実習生の技術習得がスムーズに進むように技能実習指導員・生活指導員・技能実習生を監督、管理する人で、3年以内に技能実習責任者講習を修了している必要があります。技能実習指導員は技能実習生に技術を教えたり、仕事上のサポートを行います。生活指導員は技能実習生の日本での生活面に関するサポートを行います。なお以上の担当者については、監理団体を通じて外国人技能実習機構に届けておく必要があります。

技能実習生が暮らす宿舎（寮）や生活環境については様々な条件があります。技能実習生が暮らす宿泊施設は法人の名義で準備します。部屋の広さについては、原則「1部屋につき2名以下」かつ「1人当たりの寝室床面積は4.5平方メートル（3帖）以上」などの決まりがあります。当法人では、施

設に隣接するアパートを借り上げて寮とし、技能実習生に住んでもらっています。家電・生活用品の用意も必要です。技能実習生が生活するにあたって最低限の家電（洗濯機、冷蔵庫、電子レンジ等）やキッチン用品（鍋等）を法人が用意しておく必要があります。当初は、スーパーなどのお店への買い物は生活指導員又は他の職員が同行する必要がありますが、慣れてくると近くのお店へは技能実習生自身で自由に行くようになります。また、技能実習生が母国にいる家族や時間外に監理団体などと連絡が取れるようWi-fi環境の整備も必要です。

日本語教育について

技能実習生に求める日本語能力のレベルについて、JITCO 公益財団法人国際人材協力機構は、次のように技能実習生の日本語能力のレベルを示しています。第1号技能実習（1年目）では、日本語能力試験のN 4に合格している者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であること、第2号技能実習（2年目）では、日本語能力試験のN 3に合格している者、その他これと同等以上の能力を有すると認められる者であることとされています。ちなみにN 3のレベルとは、日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるレベルです。実際に、当法人の技能実習生も日本語能力試験N 4を取得し入国、さらに働きながらN 3に合格しており、介護職として勤務経験を積んだ頃から職員間及び入所者の方との良好なコミュニケーションが出来ていると感じています。一方、N 3レベルでは、次項で述べるように、介護福祉士の資格取得はほぼ困難であり、ここに難しい課題があると言えます。

介護に携わる技能実習生の多くが日本入国時には、介護福祉士をめざすという夢をもっています。当法人の実習生もそうでした。介護福祉士を取得すると、在留資格「介護」を得ることができ、日本で働き続ける

ことが可能だからです。しかし、介護福祉士を受験するためには、介護や医療の専門用語を含む難しい多くの日本語を身に付け、その上、介護福祉士初任者研修や実務者研修を受講することも必要であるため、日本語能力試験N2合格レベルにあることが必要と言われています。

当法人では、技能実習生の入所者の方や職員とのより円滑なコミュニケーション力を育むため、かつ、一層の日本語能力の向上を目的に、技能実習生の日本語教育に試行錯誤しながらも継続的に取り組むことにしました。就業時間中に日本語教育の時間を設け、技能実習検定対策や日本語能力試験対策などを実施しています。また、現在、技能実習終了後も、当法人が主催する介護福祉士初任者研修を受講し、当法人で働くことを前向きに検討している状況です。

介護技術の指導について

現場での介護技術の指導は技能実習指導員が中心となり介護職全体で指導していくことになります。まず、配属されてからの6か月間は、人員配置上の1人としてのカウントはできないため日本人の介護職員についていきながら介護の現場を見て覚えて繰り返します。次は技能実習指導員に見てもらいながら実際にやってみることを繰り返します。日本人の新人介護職員への指導と似ている部分もあります。専門用語を含んだ日本語を理解しながらになりますので、教える側も相手が分かるように説明をするので丁寧な指導になります。6ヶ月を迎える頃には、簡単な介助はできるようになっており一人で任せることができる場面が増えてきます。業務に慣れてできることが増えてくると、技能実習生からは夜勤に入りたいとの要望が出ることがあります。夜勤については、技能実習期間中は技能実習指導員が一緒に業務を行うことが求められるため、当法人では十分に業務がこなせるようになる技能実習開始から1年経過

してから行いました。現在、当法人グループ全体で9名のミャンマーの技能実習生が在籍していますが、皆さんまじめで非常に意欲的に実習に取り組んでおり、将来ミャンマーの介護分野でのリーダー的存在になっていただけののではないかと期待しています。

今後の課題

介護業界での外国人技能実習制度の活用は多くはありませんが、少しづつ増加てきており良い評価も得られています。今後人手不足に悩まされる事業所は、さらに増えることが予想され、外国人技能実習制度を活用する事業所も同様に増えることが考えられます。技能実習期間中は原則、転職はできないことになっていますが、技能実習終了後に在留資格「特定技能」に移行すると転職できるようになります。今よりも賃金が良い事業所に移籍したり、日本以外の外国人介護労働力を利用するアジア諸国での就労を希望する可能性もあり、競合が増えていくことも予想されます。事業所は、技能実習生の受け入れ当初から、早い段階で技能実習生に様々な研修の受講やキャリアステージとそれに伴う賃金を提示し目標を作ることで長期的な定着につながっていくと考えます。また、最近では、円安の影響を受け日本で働く魅力が低下してきており、外国人技能実習生を希望する人が少なくなる可能性も指摘されています。

最後に、アジア諸国は、これから日本と同様に高齢化が進行すると予想されており、介護先進国として介護人材の育成に国際的視点からこの事業に取り組んでいくことが重要と思われます。